

函館市亀田交流プラザの利用に関するチェックリスト

【① 新規予約、予約済・新定員内】

日頃より、当施設をご利用いただきありがとうございます。

当施設では、**皆様の健康と安全を最優先**に考え、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、以下の対応をお願いしております。申請前に以下の内容を必ずご確認ください、遵守できることを了承の上、利用申込をしていただきますよう、お願いいたします。

利用者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

利用する際の遵守事項	以下の項目に チェック(✓)を お願いします。
1 申請前に、ご理解をお願いします。 ※(6)については、該当する方のみ。	
(1) 今後の状況により施設を利用できない場合があることを了解する。	
(2) 利用人数は、裏面に記載されている部屋ごとの上限以下である。→裏面参照	
(3) 利用にあたっては、人と人が触れ合わないよう対策して活動することができる。 例、一定の距離（最低1m、なるべく2m程度を目安）の確保、前後左右を空けた座席配置 等	
(4) 活動内容が利用日時点で道の休業要請業種である場合は、利用ができないことを了解する。	
(5) 上記(4)以外で、著しく飛沫の発生が伴う活動もしくは接触のある活動内容ではない。	
(6) 貸室において作品や商品等の展示を行う場合は、入場者の密集を避ける展示方法や人数制限などについて、あらかじめ施設と相談する。	
(7) 参加者全員に、下記の事項を周知徹底する。また、今後参加者の募集を行う際も同様とする。	
2 ご利用の際に、ご確認・ご対応をお願いします。	
(1) 体調がすぐれない（発熱、咳・くしゃみなどの風邪症状がある）方は参加しない。	
(2) 参加者は来館前に各自で検温を行い、体調管理に努める。	
(3) 入館・退館時は手指のアルコール消毒または手洗いをを行う。	
(4) 施設内ではマスクの着用、咳エチケットを実施する。	
(5) 活動の際は、利用している室内の換気を定期的に行う。	
(6) 近距離（手を伸ばすと届く距離）での会話をしない。	
(7) 施設内でのあらゆる場所で、他の方と身体的距離（最低1m、なるべく2m程度を目安）をとって行動する。	

上記の内容を確認し、同意の上、施設の使用許可申請をします。また、今後利用に関する遵守事項に変更がある場合も、それを遵守いたします。

令和 年 月 日

申請団体名： _____ / 申請者氏名： _____

【裏面】 函館市亀田交流プラザの貸室利用人数の上限について（令和2年5月26日現在）

室名	利用人数の上限
講堂1	出演者込みで100名
講堂2	出演者込みで100名
講堂（全体）	出演者込みで100名
体育室	70名
交流集会室	50名
子ども体育室	35名
大会議室1～3	50名
大会議室1～3半面	20名
小会議室1～4	15名
研修室1	8名
研修室2	6名

※会議室のご利用方法により、上記の上限数より少ない人数でのご利用となる場合があります。

詳しくは、職員にご確認ください。

※国の方針等の変更により、利用人数の上限が変更になる可能性があります。